

相模原市立高齢者デイサービスセンター条例を廃止する条例をここに公布する。

令和6年7月1日

相模原市長 本村賢太郎

相模原市条例第36号

相模原市立高齢者デイサービスセンター条例を廃止する条例
相模原市立高齢者デイサービスセンター条例(平成8年相模原市条例第23号)
は、廃止する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前における相模原市立高齢者デイサービスセンターの利用に係る料金の取扱いについては、同日以後も、なお従前の例による。